

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6398

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 20 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 11 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用建物賃貸借契約書（更新用）

(以下「甲」という)と借主 森 伊久磨

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 貸借の目的物の表示等	名 称	本町貸事務所			1 階	
	所 在 地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8				
		(住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12				
	種 類	事務所	家屋番号	3866番8		
	構 造	木造 / 1 階建				
	面 積	専有 バルコニー	37.41 m ² (約 m ² (約	11.31坪) 坪)	その他使用 可能な面積 (約	m ² 坪)
物件の所有者	(住所)					
	(氏名)					
頭書(2) 貸借条件	使用目的	事務所 事務所				
	賃 料	月額	220,000 円(うち消費税	20,000 円)	敷 金 (更新時積み増し金)	(賃料の ヵ月分) (金額) 0 円
	管 理 費	月額	円(うち消費税 円)			(金額) 0 円
	共 益 費	月額	円(うち消費税 円)			(金額) 0 円
	駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)		札 金	
	付属施設料	月額	円(うち消費税 円)			
	雑 費	月額	円(うち消費税 円)		更 新 料	(総額) 0 円 (うち消費税) 0 円
	保 險 料	総額	18,500 円(うち消費税 円)			
	保 証 金	(3.3㎡当たり)		円 預かり済み	更新手数料	賃貸料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円	
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
契約期間	2025年10月01日 から 2027年09月30日迄の 2年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。					
当分の間を毎月 20 日迄に前払 (台 印捺)。但し、振込の場合は、末日までに翌月分の入金を確認できるものとする。	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	持参先 (住所) (氏名)			
		振込先			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)	
		口座名義人			220,000 円	
	口座引落 委託会社名					

頭書(3) その他	付 属 施 設		
	貸 与 す る 鍵 一 覧	新規	
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日		ポストボックス

頭書(4)
特約事項

※更新時、更新手続きをとること。更新事務手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所（タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む）を修繕する等の原状回復措置をとらなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2025年 10月 1日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
住 所				〒 349-0111 埼玉県蓮田市東6丁目8-4	
電 話 番 号					
氏 名				森 伊久磨	
乙の連帯保証人・丙		〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	
保証機関					
(緊急時の連絡先)		〒 (住所) (氏名)		(電話番号) (乙との関係)	
媒 介 業 者					
免許番号 主たる 事務所 商 号 代 表 者	埼玉県知事 (15) 第3401号 埼玉県蓮田市本町3-8 日信土地株式会社 田部井 稔人		免許番号 主たる 事務所 商 号 代 表 者		
宅 地 建 物 取 引 士			宅 地 建 物 取 引 士		
登録番号 氏 名 事務所名 所 在 地 電 話	[Redacted] 日信土地株式会社 埼玉県蓮田市本町3-8 048-768-2550		登録番号 氏 名 事務所名 所 在 地 電 話		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6399

(1/4)

日付	令和 7 年 11 月 20 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6399

(2/4)

2025/11/20 13:56

振込受付完了 | パワーダイレクト

SBI 新生銀行

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/11/20
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	75 円
キャッシュバック金額	75 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank Limited. All rights reserved.

<https://bk.web.sbi shinseibank.co.jp/print/transferComplete.html>

1/1

政務活動費 領収書等貼付用紙

6399

(3/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所 埼玉県川越市市場新町14-2

氏名 株式会社秀拓
代表取締役 米原恭淳

電話番号 049 (233) 1103

借主

住所

氏名 須賀 昭夫

電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 ☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事(12)第 8359 号

事務所所在地 埼玉県川越市市場

商号 株式会社 秀拓

代表者等 米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 '2212

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5
構 造・規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間
終期	2026 年 7 月 11 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (内消費税等 円・税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 0 円・税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	0 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 株式会社秀拓	電話 049 (233) 1103
	住所 埼玉県川越市市場新町14-2	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6400

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 12 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6510

(1/1)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	12 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

譲渡

(1) 賃貸借の目的物	
名称	森田貸事務所 1階 403号室
所在地（住居表示）	東京都東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造2階メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公共水道（専用）、電気電力メーター（専用）、公共下水（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分）電気給湯かし脱1組	
(2) 使用目的	
事務所として使用する。以下余白	

(3) 契約期間	
始期	令和7年7月1日 から
終期	令和18年6月30日 まで
3 年 0 月間	
賃主は、借主に対して1ヶ月間までに、また、借主は、賃主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。	

(4) 賃料等	
賃料	月額 88,000円（内消費税等 円・税率 %）
員証費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	88,000円 賃料1ヶ月分（費便済み）
保証金（敷金）の償却・割引	敷金の償却、割引はありません。
家賃保証	48,000円 3年加入 円
礼金	0円
賃料等の支払方法	
支払時期	翌月分を 毎月27日までに支払う
支払方法	☒ 振込 ☐ 現金
振込先金融機関名・支店名	口振種別
口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主
振込先	貸主
家賃保証は借主個人賠償責任付与に3年間加入。保証金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の48,000円は目安とさせていただきます。以下余白	

(5) 賃主	
賃主	氏名
住所	電話番号

※賃主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること	
建物の所有者	住所
氏名	

(6) 連帯保証の保証額	
保証額	円

(7) 家賃滞り保証業者

家賃滞り保証業者	商号または名称	電話
所在地		
家賃滞り保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号	

(8) 更新料に関する事項（更新料の有無） ☐ 有 ☐ 無	
更新料の金額	☒ 更新料の0.25ヶ月分 ☐ 円
契約更新時の更新料はなしとします。但し、契約更新時に敷金作成費、他、更新手数料料として賃主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円（消費税込み）を支払うものとします。以下余白	

特約事項	
1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。 ハウスクリーニングにあたり業者からの見積書添付クリーニング工事に取り掛かります。 クリーニング工事費が敷金より少ない場合は敷金の返還に充て、敷金を返還するクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充てさせていただきます。 2.退去のエアコンや照明器具、造作等は退去までの賃貸借に付する入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担で行うものとし戻すは行いません。 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（元金）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白	

下記賃主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書2通を作成し、賃主、借主、署名押印の上、各自その通を保持する。

賃主（住所）	令和7年6月2日
(氏名)	(電話番号)

借主（住所）	
(氏名)	(電話番号)

連帯保証人（住所）	
(氏名)	(電話番号)
(保証額)	円
※連帯保証人が法人の場合は保証額は必要ありません	

宅建業者（住所）	
取引態様	☒ 媒介 ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事（第 22151）号
事務所所在地	埼玉県浦和市浦和1066-1番地1号
商号	(株)ホームナビ
代表者	西崎 英幸
登録番号	
宅建業者取引士	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

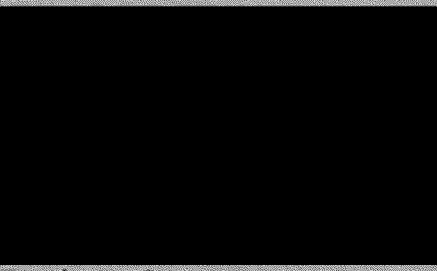
政務活動費 領収書等貼付用紙

6511

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	12 月分事務所賃借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	07-11-25	11:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		G 認証	
万 円 千 円 千 円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0003		
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ シ様		
	電話番号 048-541-8110		
取扱番号 300058			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6512

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代として（令和 7 年 11 月分）		
備考			

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
071125	014	030274		
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容		手数料	お取引金額	
お振込			¥8,250	
お取引時刻		お取引後残高		
14:42		おつり ¥2,000		
武蔵野銀行				
武里支店				
普通 口座番号 1088058				
受取人 カ・サンハウジング様				
依頼人 サカイ ヒロミ様				
振込日 07-11-25				
振込金額 ¥7,700				
振込手数料 ¥550				
1125036				

印紙税申告納付につき大宮税務署承認済

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

 武蔵野銀行

駐 車 場 使 用 契 約 書 （更新用）

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃 借 人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	賃料の ヵ月分
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和7年06月02日から 令和9年06月01日まで		
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替		
振込先			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 7 年 5 月 13 日

賃貸人（甲） 住所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名： 貸主代理人（株）サンハウジング 代表取締役 金子勝博

電話： 048-739-1235

賃借人（乙） 住所：

氏名： 榮 寛美 電話：

勤務先： 住所：

連帯保証人（丙） 住所：

氏名： 印 電話：

極度額：

仲介人

免許番号： 埼玉県知事(3)第22757号

主たる事務所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称： 株式会社サンハウジング

代表者： 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士： 登録番号：

事務所名： 株式会社サンハウジング 電話： 048-739-1235

所在地： 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6513

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	175,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代 (12 月分)・駐車場代 (12 月分)		
備考	事務所家賃 (12 月分) $155,100 \times 0.8=124,080$ 駐車場 (12 月分) $5,000 \times 0.8=4,000$ 政務活動費に使用する割合が 8/10 以上であるため $128,080=160,100 \times 8/10$		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)



飯能信用婦庫 東飯能支店
名義人 内沼博史

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	繰上	繰下
D	7-11-25		送金	155,100	マイクペーター(カ)		
D	7-11-25		送金	20,000	ヒラヌマ(カ カンリク)チ		

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	N0	駐車料金	月額20,000円
所 在 地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和7年7月1日から令和9年6月30日迄の2年間とする。				
振 込 先		口 座			
		名 義			
カー、名称	ホンダ ステップワゴン 黒	色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和7年 5 月 30 日

貸 主(甲) 住 所
氏 名
仲 介 者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-3
(甲)代理人 商 号 全平沼株式会社
電 話 042(972)780

借 主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042-(972)6432
お勤め先
(社 名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6514

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考	通帳名義：柿沼貴志政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6514

(2/2)

07-11-25 送金

*30,000

の他店支払いの小切手等で入金の場合、領収書にお支払しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
の本通帳の下記項目における金額、残高の単位について
（項目名）お支払金額・お預り金額・差引残高
外貨普通預金の場合、通帳掲載し部に記載された通貨単位となります。
その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

取引銀行

取引店

口座番号

0017

取扱店

お取引日

時刻

56512

07-11-25

10:05

お取引内容

お取引金額(円)

手数料

振込

¥30,000

¥0

お取引後の残高(円)

おつり

お取引残高内訳
(万円) (千円) (円)

ATM認証

お振込明細またはご案内

電信

登録番号 0002

カキマタカシステムワークス様

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納
付につき消和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で印しております。→

事業用賃貸借契約書(事務所)<更新>③

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 (家屋番号) 忍10003		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積) (㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和7年 6月24日 から 令和9年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担			
貸与する建 本 数	建 No.	[REDACTED]			
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	[REDACTED]			
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6515

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	5,110 円
項目	事務所費	充当額	4,599 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代☒		
備考	通帳名義：柿沼貴志政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6515

(2/2)

年月日	摘要	金額	差引残高
07-11-25	送金	*5,000	
07-11-25	手数料	*110	

07-11-25 送金 *5,000

07-11-25 手数料 *110

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****

取扱店	お取引日	時刻
56512	07-11-25	10:06

お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110

お取引後の残高(円)	おつり

お取引明細またはご案内

登録番号 0003

カキマタカシセイムカヅトウシムタヨシ

電話番号 [redacted]

取扱番号 250002

山縣税申告納
にこま清和
税務署承認済

※印紙税を別付し、印紙は46円を別してお持ち帰りください。

代表者と総事業の経営者とは異なる場合は、次の欄も記載すること。

氏名	氏名		
生年月日	性別	住所	

代表取締役、監事に就する事項
 監査役等

代表者、取締役等

本契約の締結を認めるため、本契約専念と選任決定、貸付主が債権名義持出の上、各自1通を保有する。
 令和 〇年 〇月 〇日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	[REDACTED]	TEL	
	住所	[REDACTED]		
丙・貸主 (法人の場合)	氏名	株式会社 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丁・保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	
	住所	[REDACTED]		

支店名称 及び場所	貸付(金銭) 貸付した日 行員手印	代表者 捺印 直印
事務所所在地 TEL 本店通行住所番 2-16-32 048-558-8000		
免許登録番号 埼玉県知事(9)第1100号		
市町地区取引 主 店 場	氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]	
	業務上必要な事項書 ヒラキトハス行徳中央信用 TEL	

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6516

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代☒		
備考	通帳名義：柿沼貴志政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細		振込 預金		お支払金額		お預り金額		差引 残高	
振込ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。									
取引銀行	取引店	口座番号							
0017	[REDACTED]	*****							
取扱い	お取引日	時刻							
56512	07-11-25	10:07							
お取引品名	お取引金額(円)	手数料							
振込	¥10,000	¥0							
お取引後の残高(円)		おつり							

お取引場所名称		JCB印							
A S S		電信							
お振込み明細または当に案内									
[REDACTED]									
登録番号	0004								
カキマタカグセイムカト クレジット									
電話番号	[REDACTED]	郵便振替会館							
取扱番号	250001	〒114 足立区千住							
※振込額を勘合しない場合は何で差し上げます。→									
〇他店でお払いの小切手等でご入金の場合は、振込簿にお記入しができる予定にも表示します。 お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。 〇本通帳の下記項目における金額・残高の単位について 【振込名】お支払金額・お預り金額・差引残高 外貨普通預金の場合は、通帳見直し時に記載された通貨単位となります。 その他の預金の場合は、円単位となります。									

駐車場使用契約書

★契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]

[REDACTED]

貸主 署名

[REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6517

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 25 日	支出額	27,720 円
項目	事務所費	充当額	24,948 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	来客等駐車場賃借料 2 台分、 2 か月		
備考	660 円× 2 か月の手数料を含む 自動更新での契約		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6517

(2/2)

店番
口座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所様

普通預金通帳

埼玉りそな銀行

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-10-27 送金	*13,860		
07-11-25 送金	*13,860		

← 駐車料金(2台分) 10月分

← 駐車料金(2台分) 11月分

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお店名が記載されている場合があります。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
その他の預金の場合は、円単位となります。

新白岡駅東口 [REDACTED] パーキング契約書

賃貸人	[REDACTED]	(以下甲という)
賃借人	渡辺 聡一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 [REDACTED]	
名称	[REDACTED]・パーキング	番号 [REDACTED]
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	フワウス [REDACTED]	他/台
賃料振込先	口座名義・ [REDACTED]	(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日 から 2025年6月30日 迄向こう2年間

但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

電話

FAX

賃借人(乙) 住所

氏名

渡辺 聡一郎

電話

携帯

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6561

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 26 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6561

(2/2)

領 収 証

No. _____

小島信昭様

7 年 11 月 26 日

★ 6500 円

但 12 月

上記正に領収いたしました

内 訳

振込金額

消費税等(%)

[Redacted]

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 賃借人名札 設備区画（区画1台）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：ダイハツ 車種：ハイエースカー1 ナンバー 〇〇〇〇〇〇〇〇
(H)

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金6,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

- 1.契約期間は、令和7年4月1日から1年間とする。
- 2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

- 1.賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責任）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（先荷）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借後の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（留置権）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解除につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月24日

賃貸人：住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町301
氏名 小島信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6562

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 26 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	本町事務所賃貸料		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6562

(2/2)

07-11-26 込金

*80,000

07-11-26 手数料

*440

キャッシュサービスご利用明細

有価証券とさせていただきます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お預けください。

0017

57102

07-11-26

08:48

振込

*80,000

*440

お取引金の残高(円)

お取引振込の元金

JCB認証

登録番号 0001

コマノノノノノ

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300002

印刷版申請時

税務署承認済

賃貸借契約書(事業用建物普通賃貸借)【更新】

【印面】

(1)賃貸借の目的物

名称	海濱ビル1階貸事務所				
所在地	〒239-0637 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12				
用途	事務所(一部)				
戸数	1	階数	地上 3 階	地下 0 階	工事完了年
延床面積	23.75 ㎡				

(2)事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長小島信明事務所

(3)契約期間

始期	2025 年 03 月 01 日	2 年 0 月 間
終期	2027 年 04 月 30 日	

(4)賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料	月額	80,000 円	支払	月
管理費	月額	0 円	支払	月
共益費	月額	0 円	支払	月
その他費用	月額	0 円	支払	月
支払時期	前月末の 0 日迄			
支払方法	現金(銀行振込)			
支払口座	口座番号 00000000000000000000 口座名義人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

(5)貸主及び管理費

貸主	住所	〒339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538
管理費	住所	〒339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538

(6)借主

氏名	小島 信明	TEL	048-758-1024
性別	男性	職業	議員

(7)連帯保証人及び保証書

連帯保証人及び保証書	住所	〒339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-757-4664
保証書	住所	〒339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-757-4664

(8)特約事項

・更新料は借主は、更新事務手数料として前賃料の3ヶ月分前払金に納付金として納入し、更新料は借主へ支払うこと。

・更新終了の際には借主は必ず事前に物件の現状を撮影し、撮影したものを写真と併せて提出し、更新料を納入したうえで物件を明け渡すものとする。

・借主が使用目的を失った場合は、その限りではない。

・借主が使用目的を失った場合は、その限りではない。

・借主が使用目的を失った場合は、その限りではない。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記の通り賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月2日

貸主(甲) 代理 株式会社 宝来屋不動産商会

氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

借主(乙)

借主名 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小島 信明

所在地 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

緊急連絡先 (担当者)

氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

TEL 048-758-1624

連帯保証人(丙)

氏名 別紙

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【媒介業者】

【免許番号】埼玉県知事 (14) 第 0003313 号

【事務所所在地】埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1

【商号】(有)宝来屋不動産商会 本社

【代表者】岩田 千恵

【登録番号】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【氏名】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【更新担当者】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【氏名】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇